

令和5年度豊後大野市職員の早期退職希望者の募集実施要項

令和5年5月22日

豊後大野市職員の早期退職希望者の募集については、豊後大野市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定の制度を定める規則（以下「規則」という。）及び豊後大野市職員の早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める規程（以下、「規程」という。）に定めるもののほかこの実施要項によるものとします。

1 募集の目的

豊後大野市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定の制度を定める規則第2条第1項第1号に定める募集（職員の年齢別構成の適正化を図る）

2 退職すべき期日

令和6年3月31日又は市長が特に認めた日

3 募集の期間

令和5年6月1日午前8時30分から令和5年7月31日午後5時15分

4 募集の対象となる職員の範囲

定年（61歳）から16年を減じた年齢以上の年齢である職員

5 応募及び応募の取下げに係る手続き

（1）応募

豊後大野市職員の早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める規程に定める様式第1号に必要事項を記入の上、封書にて、直接、総務課人事給与係担当に提出してください。

（2）提出期限

令和5年7月31日 午後5時15分 期限厳守

（3）応募の取下げ

同規程に定める様式第2号に必要事項を記入の上、封書にて、所属長を通じ取下げの意思が固まり次第、総務課人事給与係担当に提出してください。

6 応募できない職員

次に掲げる職員は応募ができません。

（1）大分県退職手当組合退職手当支給条例（昭和37年条例第1号）第2条第2項の規定により職員とみなされる者

（2）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

- (3) 退職すべき期日（令和6年3月31日）が到来するまでに定年に達する者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

7 認定

次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定をします。

- (1) 応募が募集実施要項又は規則第9項の規定に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

8 退職が予定されている職員であることの認定（不認定）の通知の時期 令和5年8月末

9 その他

早期退職者に対する退職手当については、大分県退職手当組合退職手当支給条例（昭和37年条例第1号）の規定に基づき算定されます。

10 問い合わせ先

総務課人事給与係 担当 土谷（内線2402）